



2024/07/09

ワイズメンズクラブ国際協会
西日本区メネット委員会

2024-2025 第1回 メネット委員会議事録

日 時：2024年 7月8日（月）19：00～20：20

場 所：オンライン（ZOOM 会議）

出席者：鶴丹谷剛、吉本典子、森愛子、坂本智、森律子、松岡弥生、福永孝子、大野智恵
（敬称略）

内 容：

1. あいさつ （理事）

- ・メネット委員会の立ち位置の難しさ情報共有の難しさという課題がある中、皆で意見を出し合って柔軟に対応していけたらよい
- ・メネットアワーは学びの場としても継続が望ましい
- ・国際会長交代の中、国際メネットプロジェクトはまだ立ち上がっていない
- ・理事通信を通じて情報発信してほしい 連絡・情報共有は、LINE を活用することも考えられる
- ・集まる機会も工夫できたらよい
- ・今後、オブザーバーとして本委員会に参加していきながらメネットアワーの予算についても考えていきたい

2. 自己紹介（メネット委員会に対するご意見も）

大野智恵 ※区報第1号の原稿参照

=各自自己紹介に加え、メネット委員会やメネットのに関する自由なご意見=

- ・メネット事業を担うメネット主任の大変さを考える時、メネット事業主任就任に際いて変える時だと確信した
- ・メネットに西日本区や国際の情報が伝わるよう役員会でも検討してほしい
- ・部でもメネットの高齢化と人数減が問題になっている
- ・国際との関係（西日本区が国際メネットクラブに所属しているのか）を明確にしたい
- ・メネット事業は継続困難だがメネットのつながりは大切にする組織は必要
- ・クラブのブリテンにメネットの情報を掲載してきた
- ・メネットの存在、区のメネット委員会の存在を、部の集まりでも発信していきたい
- ・クラブではメンの連れ合い的な存在
- ・これまでメンのお手伝い的な存在できたがこれからメネットについて学んでいきたい
- ・メンとして活動してきたのでメネットのことはよくわからないので学んでいきたい

3. メネット委員会に至るまでの流れ

※「メネット委員会にいたるまでの流れ」参照

- ・1997-2022（1代～25代）西日本区メネット事業

※「西日本区メネット事業の足跡」参照

- ・メネットに関しての共通認識 ※メネット事業通信（吉本典子メネット事業主任）参照
- ・メネット在り方委員会での検討
- ・メネット事業廃止の提案（吉本典子ワイズより）
- ・「西日本区ワイズメネット委員会規則」制定

以上のことを含め、メネットの活動について情報を伝達することが急務である

- ・メネット単独での活動ではなくメンのお手伝い的な活動で十分
- ・西日本区メネットアワーでメネットの活動報告を行う場合発表形式がよい
- ・メンはできるだけメネットを誘うようにした方がよい→EMCにつながる
※紀ノ川クラブでの取り組み紹介（メネットが入会）
- ・特別メネットが多いクラブがある（西日本区全体で約40名？）
ワイズメンの夫人ではないが各個クラブが特別メネットとして入会を認めた女性
（ロースターワイズ用語より抜粋）
参考）女性のためのワイズメネットクラブを各クラブ、部、区、地域、および国際レベルにおいて設けることができる（国際憲法より）

4. 2024-2025 メネット委員会の活動計画（西日本区役員会で報告予定）

- 1) メネット委員会内におけるメネット活動の現状についての情報交換
- 2) 理事通信等を通じて、メネットの活動やトピックスの紹介記事の発信
- 3) 連絡・情報共有のためにメネット連絡員のみなさんとのつながりを強化
- 4) 西日本区大会でのメネットアワー開催
- 5) メネット事業国際プロジェクトの内容と意義を西日本区全体に周知した上での献金のお
願い

5. その他

- ・西日本区役員会で伝えてほしいこと等あれば連絡してほしい
- ・部会の参加状況から対面での委員会を調整する
- ・部のメネット連絡員を出してもらうように要請する（部長に）
区メネット委員会代表→部メネット連絡員→クラブメネット連絡員
（部長にも共有）（会長にも共有）

<次回開催予定> 2024年9月下旬で調整する（西日本区第2回役員会 10/19・20）

<部会予定> 中部（9/28）びわこ部（9/8）京都部（9/7）阪和部（9/14）中西部（10/26）
六甲部（11/2）瀬戸山陰部（11/9）西中国部（8/31）九州部（10/5）

参考) 西日本区定款より

第3条 第7項

- ① クラブは、その活動を支援するとともに独自の事業を計画実施することを目的としたワイズメネット会を設ける。但しクラブの事情によりメネット会が設けられない場合は、定款細則の規定による。

第4条 メネット

第1項 クラブの女性会員はメネット会員にはならないが、メネット会の活動には自由に参加できる。

第2項 メネット会にはメネット会長を置くが、クラブの事情によりメネット会が設けられない場合は、国際・区・部などからのメネットへの情報伝達に備えるため連絡員を置く。

- ② メネット会は、ワイズメンの夫人と各個クラブが入会を認めた女性である特別メネットをもって構成する。
- ③ メネット会は、西日本区および国際におけるプロジェクトに参加し、またはその目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブの発展に寄与するものとする。

以上

(記録：大野智恵)